

北海道後期高齢者医療広域連合例規集 正誤表 (令和8年6月)

第5編 給与

第1章 報酬費用

○北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

誤	正
<p>附 則 (令和8年2月10日条例第2号)</p> <p>この条例は、令和8年<u>2</u>月<u>10</u>日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和8年2月10日条例第2号) (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1</u> この条例は、令和8年<u>4</u>月<u>1</u>日から施行する。</p> <p>(<u>経過措置</u>)</p> <p><u>2</u> 第1条の規定による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例(以下「改正後の旅費条例」という。)及び第2条の規定による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、<u>なお従前の例による。</u></p>

○北海道後期高齢者医療広域連合議会の調査、審査及び公聴会の出頭人等に係る実費弁償に関する条例

誤	正
附 則（令和8年2月10日条例第3号） この条例は、令和8年 <u>2</u> 月 <u>10</u> 日から施行する。	附 則（令和8年2月10日条例第3号） この条例は、令和8年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日から施行する。

○北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例

誤	正
附 則（令和8年2月10日条例第4号） この条例は、令和8年 <u>2</u> 月 <u>10</u> 日から施行する。	附 則（令和8年2月10日条例第4号） この条例は、令和8年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日から施行する。

○北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例

誤	正
附 則（令和8年2月10日条例第5号） この条例は、令和8年 <u>2</u> 月 <u>10</u> 日から施行する。	附 則（令和8年2月10日条例第5号） この条例は、令和8年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日から施行する。

第5編 給与

第3章 旅費

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例

誤	正
<p>附 則（令和8年2月10日条例第1号）</p> <p>この条例は、令和8年<u>2月10日</u>から施行する。</p>	<p>附 則（令和8年2月10日条例第1号）</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和8年<u>4月1日</u>から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 第1条の規定による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）及び第2条の規定による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、<u>施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>施行日前に採用された職員又は転任を命ぜられた職員が赴任の際扶養親族を移転しなかった場合において、施行日から赴任を命ぜられた日の翌日から1年を経過する日までの間に当該職員の扶養親族を移転するときにおける扶養親族移転料の支給については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 職員及び当該職員の家族（改正後の旅費条例に規定する家族をいう。以下この項において同じ。）並びに<u>施行日後に職員となった者及びその家族が施行日前に赴任のための旅行をした場合において、施行日以後に赴任する職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員及び当該職員となった者が施行日前にした赴任は、施行日以後にする赴任とみなして、改正後の旅費条例の規定を適用する。</u></p>

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例施行規則

誤	正
<p>附 則（令和8年2月10日規則第1号）</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（令和8年2月10日規則第1号）</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、<u>施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、施行日前に採用された職員又は転任を命ぜられた職員が赴任の際扶養親族を移転しなかった場合において、施行日から赴任を命ぜられた日の翌日から1年を経過する日までの間に当該職員の扶養親族を移転するときにおける扶養親族移転料の支給については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>職員及び当該職員の家族（改正後の条例に規定する家族をいう。以下この項において同じ。）並びに施行日後に職員となった者及びその家族が施行日前に赴任のための旅行をした場合において、施行日以後に赴任する職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員及び当該職員となった者が施行日前にした赴任は、施行日以後にする赴任とみなして、改正後の規則を適用する。</u></p>

第7編 後期高齢者医療

○北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

誤	正
<p>附 則（令和8年2月10日条例第6号）</p> <p>この条例は、令和8年<u>2月10日</u>から施行する。</p>	<p>附 則（令和8年2月10日条例第6号） <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条</u> この条例は、令和8年<u>4月1日</u>から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>第2条</u> この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p> <p><u>（令和8年度及び令和9年度における保険料の減免の特例）</u></p> <p><u>第3条</u> 広域連合長は、<u>第14条第1項第1号</u>に区分する被保険者に対し、令和8年度及び令和9年度の<u>第4条第2項</u>に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額について、それぞれその100分の2を乗じて得た額を減ずる。</p> <p><u>2</u> 前項の保険料の減免に関し必要な事項は、<u>広域連合長が別に定める。</u></p>